

# ○茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例

令和5年3月29日  
条例第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 茅野市いじめ問題対策連絡協議会（第3条—第6条）
- 第3章 茅野市学校支援委員会（第7条—第10条）
- 第4章 茅野市いじめ問題調査委員会（第11条—第15条）
- 第5章 茅野市いじめ問題再調査委員会（第16条—第20条）
- 第6章 補則（第21条・第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための組織を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) 公立学校 茅野市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年茅野市条例第41号）に規定する小学校及び中学校をいう。

### 第2章 茅野市いじめ問題対策連絡協議会

#### （設置）

第3条 市長は、法第14条第1項の規定に基づき、茅野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### （任務）

第4条 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査し、及び審議する。

#### （組織）

第5条 協議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、法第14条第1項に規定する関係者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

#### （任期）

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 茅野市学校支援委員会

#### （設置）

第7条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、茅野市学校支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(任務)

第8条 支援委員会は、公立学校が日常的に実施しているいじめの防止等の対策について、報告を受けるとともに指導及び助言を行う。

(組織)

第9条 支援委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 茅野市いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生したときは、同項の規定に基づき茅野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を速やかに設置する。

(任務)

第12条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を明確にするために調査し、及び審議し、その結果を答申する。

(組織)

第13条 調査委員会は、8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第14条 委員の任期は、第12条の答申が終了するときまでとする。

(報告)

第15条 教育委員会は、第12条の答申を受けたときは、その旨を市長に報告するものとする。

#### 第5章 茅野市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第16条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市の附属機関として、茅野市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(任務)

第17条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、第12条の答申の結果について、必要な事項を調査し、及び審議し、その結果を答申する。

(組織)

第18条 再調査委員会は、5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者で、第12条の調査を行った調査委員会の委員以外のものうちから市長が委嘱する。

(任期)

第19条 委員の任期は、第17条の答申が終了するときまでとする。

(報告)

第20条 市長は、再調査委員会における調査の結果について答申を受けたときは、直ちに教育委員会にその結果を報告するとともに、法第30条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものとする。

#### 第6章 補則

(守秘義務)

第21条 協議会、支援委員会、調査委員会及び再調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。